電気用品安全法３条の届出事項について（お詫びと周知）

平成 28 年 8 月 15 日
製　品　安　全　課

電気用品安全法（以下「電安法」）３条では「電気用品の区分に従い」届出することとされ、２号で電気用品の型式の区分、３号で工場及び所在地を求めており、施行規則において届出様式（様式第１）を定めているところです。しかし、これまで事業者様の中には、２号の「電気用品の型式の区分」と３号の工場の対応関係を示して届出る方が散見されました。

その原因としては、

①経済産業省製品安全課編の「電気用品安全法関係法令集（日本電気協会)」において、届出は「型式の区分毎」に行うとの記述が初版から現在の５版まであったこと

②平成１１年に旧電気用品取締法（以下「電取法」）から電安法に改正された以降、様々な機関で電安法の説明会資料等が作成され、例えば、ある資料では「届出は型式の区分毎に行う」、「届出内容は旧電取法の乙種電気用品の事業開始届出と実質的に同じ」などの説明があったこと

③一部の事業関係者様からの指摘によれば、「改正当時の経産省の担当官が「電気用品の型式の区分」と工場の対応関係を示して届出するよう、旧電取法と同様な運用・指導をしている」と認識されるようなやりとりが行われていたと思われること

などが挙げられます。

これまでの上記対応により、一部の事業者の皆様に本来届出不要な情報までご提出頂きましたことをお詫び申し上げます。なお、この度、①の関係法令集・第５版、６７ページの当該箇所(７．② ア)を「電気用品の区分毎」に届出を行うよう修正いたしました。

電安法３条３号では工場名及び工場の所在地を届出ていただければよろしく、工場毎に生産する「電気用品の型式の区分（３条２号)」を対応させて届出る必要はございませんので、改めて周知させていただきます。